



2022年7月5日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北本 幸寛
(コード番号 6819 東証スタンダード市場)
問い合わせ先
経営企画室室長 桑原 亮介
電話番号 03-5464-2380

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年6月28日の取締役会において、当社第47期定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権について、下記のとおり決議しておりますので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由
当社グループの業績向上に対する士気や意欲を高め、現在いる優秀な人材の維持を図ることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものです。
2. 新株予約権の発行日
2022年7月1日
3. 新株予約権の発行数
10,000個（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株）
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。（本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。）
5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 1,000,000株
なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で

適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法
新株予約権 1 個あたり 11,000 円
(株式 1 株当たり 110 円)
なお、当該内容については、6 月 30 日の取締役会において確定した金額となっており、同日付け「ストック・オプションの発行内容確定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおりです。
7. 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することが出来る期間（以下、「行使期間」という。）は、2024 年 7 月 1 日より 2029 年 6 月 30 日とする。
8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 1. 記載の資本金等増加限度額から、上記 1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
10. 新株予約権の行使の条件
(ア) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(ウ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(エ) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (ア) 記載の資本金等増加限度額から、上記 (ア) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 新株予約権の取得条項
(ア) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる株式分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）が

なされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(イ) 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

13. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。以下同じ）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 5. に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 6. で定めた行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

上記 7. に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 11. に準じて決定する。

(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(ク) 新株予約権の取得条項

上記 12. に準じて決定する。

14. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3 名 当社従業員 2 名

当社子会社の取締役 2 名 当社子会社の従業員 12 名 合計 19 名

以上